

J R 東海 労 幹 関 西 地 「 申 」 第 9 号  
2 0 1 5 年 9 月 1 4 日

東海旅客鉄道株式会社  
新幹線鉄道事業本部関西支社  
支社長 田中 守 殿

J R 東海 労働組合新幹線関西地方本部  
執行委員長 小林 國博

## 2015年度職場改善諸要求の申し入れ（車両所関係）

これまで標題による申し入れにより会社に労働条件の改善を求めてきた。しかし、今だに職場には改善されない様々な問題が山積している。また、多くの組合員が出向先で奮闘しているが、各々の出向会社においても改善すべき多くの課題が発生している。このままでは、組合員の安全・健康を脅かすことになり、労働組合としても放置するわけにはいかない。

よって組合員が安心して働ける労働条件を求めて、大阪修繕車両所、大阪仕業検査車両所、大阪交番検査車両所、大阪台車検査車両所、名古屋車両所に関係する職場改善の諸要求を以下のように申し入れるので、早急に労使協議の場を設定し改善すること。

### 記

#### I. 各車両所共通の改善要求について

##### 1. 安全・労働条件について

- (1) 車両係のB担務登用は就業規則48条「職制」に反していると考えるので止めること。しかるに登用する根拠を明らかにすると共に、仮に登用するにしても本人の同意を得ること。
- (2) 新入社員・転入者の見習者への指導は、確実な技術継承が必要であるため、各担務に精通した経験の長いベテラン社員とすること。
- (3) 作業のチェックシートやチェックリストが増えている。ペーパーレス化に反するため社員の声を聞き、簡素化すること。
- (4) 各車両所の担務、パートは固定や隔たりがないよう、全ての社員が交流や技術継承が図られるよう努力すること。
- (5) 管理者による労働監視を止めること。
- (6) 事故や些細なミスに関して個人への責任追求となっている。責任追及の姿勢を改め、原因究明の対応とすること。
- (7) 事故や不具合が発生した場合、関係社員に事象を聞くことは仕方ないが、当事者でない限り時系列等報告書の強要はしないこと。
- (8) 作業確認の「指差喚呼」が煩雑、複雑化している。「指差喚呼」を簡素化すること。
- (9) 全社員が参加出来る緊急時の避難訓練を職場毎に実施すること。
- (10) 会社が主催するレクレーション活動での事故、怪我は労災扱い同様の対応とするこ

と。

- (11) 本人の意思を無視したプロジェクトへの参加を強要しないこと。
- (12) 強制される個人業研をやめること。
- (13) 体調不良を訴えた社員に対しては、会社の責任において医療機関に連れて行くなどの対応をすること。

## 2. 設備・環境について

- (1) 通勤時のスーツ・背広着用を強要しないこと。
- (2) 鳥飼基地従事員用の駐車場、バイク置き場を増設すること。
- (3) 検修員詰所、更衣室、ワーキングルームの時計を全て電波時計にすること。
- (4) 各車両所の検修庫の蛍光灯切れが放置したままであり改善すると共に、庫内の蛍光灯をLED化にすること。
- (5) 各現場に浄水器付き冷水機を増設すること。
- (6) 鳥飼車両基地の風呂の入浴規制時間をなくし、フルタイムで入浴できるようにすること。
- (7) 事務所棟6Fの風呂は、清掃終了後は直ぐに使用（シャワー）できるようにすること。
- (8) ワーキングルーム、現場の分煙化を徹底すること。
- (9) 鳥飼基地の食堂の運営に関しては、定期的に社員にアンケート調査を行い充実したメニューや営業時間とすること。
- (10) 食堂に大型冷蔵庫を設置すること。
- (11) 食堂に流し台、換気扇を設置すること。
- (12) 混雑緩和と健康確保の面から鳥飼基地の庁舎階段の使用を許可すること。
- (13) 鳥飼車両基地内の各庁舎の各フロアに「オストメイト対応トイレ」を設置すること。
- (14) 17時20分発茨木行きバスを増発すること。

## 3. 制服・被服について

- (1) 新入社員への制服の貸与数が少なく、汚れがひどいまま着替えが出来ない状態が続いているため貸与数を増やすこと。
- (2) 希望者には「ツナギ服」を貸与すること。貸与の際は体型に合ったサイズとすること。
- (3) 作業用の吸汗性のよいアンダーシャツを貸与すること。
- (4) 半年毎に軍手を1ダース、軍足を6足貸与すること。痛んで足らなくなった時はその都度、貸与すること。
- (5) 点呼時の制服は、夏季、冬季共に強制せず、作業に即した制服を認めること。

## 4. 勤務について

- (1) 年休抽選が1番でも発給されない状態が続いている。抽選が1番の場合は必ず発給すること。
- (2) 昇進試験の扱いは、勤務時間扱いとすること。
- (3) 始業点呼は総点呼も含めて5分以内とすること。

- (4) 昨年度における社員一人あたりの年休付与日数と、年休を失効した社員数を各車両所毎に明らかにすること。
- (5) 勤務時間外のQC、業研、勉強会を超勤扱いとすること。
- (6) 社員が希望する通勤手段・通勤経路を認めること。
- (7) 自動車通勤の希望者に対して直ちに許可し、駐車許可証を発行すること。

## II. 大阪修繕車両所に関する改善要求について

### 1. 検修員詰所、ワーキングルーム、臨修庫、研削庫について

- (1) 臨修庫にシャワー設備を設置すること。
- (2) 臨修庫に空調設備付きの打ち合わせ詰所を設置すること。
- (3) 研削庫の鳥を駆除すること。また糞害を防止すること。

### 2. その他について

- (1) 仕業庫各番線に操縦担当者用の自転車を設置すること。
- (2) 安全チョッキ・チェック簿のバインダーを個人貸与すること。
- (3) 構内操縦担当者用にカップ、長靴を貸与すること。
- (4) 修繕グループのカップを定期的に取り替え、更新すること。

## III. 大阪仕業検査車両所に関する改善要求について

### 1. 安全・労働条件について

- (1) 勤務指定表に発表する仕業検査担当をA班の1、2。B班の1、2のように区別して明らかにすること。
- (2) 仕業検査時のJRとSEKの作業区分を明確にすること。
- (3) SEKとの契約内容を明らかにすること。
- (4) SEK担当の修繕業務は終了までSEKが責任を持って完了させること。
- (5) NFB等はJR社員が後確認するようになっているが、SEKの責任施工にし、JRの後確認を省略すること。
- (6) 仕業・申告の作業と修繕車両所の作業区分を明確にすること。

### 2. 仕業庫等について

- (1) 仕業線のサービスデッキ下のパイプの漏水について、会社は「漏水についてはすでに対応しており、現在漏水箇所は無いと認識している。今後、漏水があればすみやかに対応していく。なお、今後もこのような事象がある場合は管理者に申し出ること」との回答を前年度に行っているが、今年の漏水箇所は修繕されたが同じパイプで新たに数か所漏水している。また他のパイプでも漏水している箇所がある。管理者には申し出ているが修繕されていない。このことに対する支社の見解を明らかにすると共に、早急に改善すること。
- (2) 仕業線のサービスデッキ下のパイプが、13号車から16号車付近までは改修され180cm位の高さになっているが、1号車から12号車付近は未改修で危険であるため早急に改修すること。
- (3) 仕業庫の床下点検通路の清掃・整備を定期的を実施すること。

- (4) 仕業庫の床下点検通路の蚊等の害虫駆除について「害虫駆除については適切に行っている」との回答を前年度に行っているが、今年も害虫が発生している。管理者にも申し出ているにも関わらず全く改善されていない。早急かつ定期的に駆除すること。
- (5) 仕業庫の床下点検通路の排水不良について「修繕等は必要な都度実施している」との回答を前年度に行っているが、管理者にも申し出ているにも関わらず全く修繕が間に合っていない。床面に水が溜まり滑って危険である。早急に修繕すること。
- (6) 仕業庫内のカラスの駆除について「カラスの駆除は定期的に行っている」との回答を前年度に行っているが、管理者にも申し出ているにも関わらず、まだまだ間に合っていない。停電事故等も想定される事態であり早急に駆除すること。
- (7) 雨が降ると仕業・申告現場作業詰所で雨漏りがする。管理者には申し出ているにも関わらず全く改善されない。早急に修理すること。
- (8) サービスデッキ下部にコンクリートが腐食し、鉄筋が剥き出しになっている箇所が見受けられる。早急に調査・修繕すること。
- (9) 仕業庫で屋根上点検作業時に車両間を渡る際、架線を吊すハンガーがあるため架線に手を添えて渡れない箇所があるため改善すること。
- (10) 庫7番線のピットが低いため、検修車の乗り降りが困難であり危険である。ピット床面を掘って高くするか、検修車を改修するか、仕業検査対象編成を入庫させないようにすること。
- (11) 修繕、改修が進んでいない状況を鑑み、今後の修繕計画と予算を明らかにすること。

### 3. その他について

- (1) 仕業検査において、担当助役、当日の当直長が仕業検査施行時についてきて標準化には記載されていない検査項目の喚呼＝「声出し」を強要しているが、直ちにやめること。
- (2) 仕業庫7番線サービスデッキに自転車2台しかないので増配置すること。
- (3) テ0用の自転車を増配置すること。
- (4) 現場詰所のパソコンのソフトOfficeを2007年以降のソフトにバージョンアップすること。また、パソコンからコピー機に直接アクセスできるようにすること。

## IV. 大阪交番検査車両所に関する改善要求について

### 1. 労働条件について

- (1) 大阪交番検査車両所の検修庫内の、スポットクーラーの老朽化が進み冷風が弱く効果が見られないので、強力な新しいものに交換すること。
- (2) 大阪交番検査車両所の庁舎と検修庫内に「オストメイト対応トイレ」を設置すること。
- (3) セクハラ防止のために、庫内の各記録室のC通路側の窓ガラスにスモークのフィルムを貼ること。
- (4) 庁舎2階の組合掲示板を人通りの多い庁舎3階の食堂へ向かう通路に移設すること。
- (5) 分散特休や極端な土・日・祝日出勤解消のために東京交番検査車両所でもう1本交番検査を施工すること。

- (6) A・B・C各担務の予備者の基準数を明らかにすること。
- (7) 交検庫内のA通路において着発方面から特に夏では日差しが強く気温が上昇し熱中症になる確率が高くなるので、日差し防止の対策をすること。
- (8) 極端に土・日・祝日出勤の多い状態が続いている。社員の私生活のスケジュールが立てにくいいため、現行毎月10日に行っている翌月分の休日予定を「毎月1日に翌月分の休日予定を発表」するようにすること。
- (9) 「ライニング」など車両検修に必要な物品の「在庫不足」が常態化している。これは会社の言う『安全最優先』に反する状態である。適正な在庫を確保するようにすること。

## 2. 安全について

- (1) 会社が今年度中に行うとしている「交番検査周期延伸」について、国土交通省に届け出た「社内規程の見直し」は、消耗品の摩耗量のみを検証した不十分な「テストカー走行」に基づくものであり、会社の言うところの『安全最優先』に反する。よって「検査周期延伸の計画」は撤回すること。
- (2) 2007年から8年以上に渡って「データ取り」ということで社員の協力で行っている「連続換気装置給気口寸法調整」については給気口寸法を65mm定位とし、「著しい車内圧力の変動」があった場合のみ寸法調整を行うようにすること。
- (3) 8年以上も社員の協力で行っている「連換調整」で得たデータについては「業務研究」等で発表を行っていると聞く。そのデータを全社員に明らかにし、今後の「連換調整」のあり方について職場で「検討会」を開催すること。
- (4) 交番検査前に発生している故障等は、読み出し・調査等を交番検査の時間帯で行わず、専門性の高い大阪修繕車両所で対処すること。
- (5) SEKに業務委託している「MT r フィルター清掃」時、庫内にホコリが充満することがある。社員の健康等への影響が懸念されるため、実態を調査して集塵機の改善など対策を講じること。

## V. 大阪台車検査車両所に関する改善要求について

- (1) 始業点呼を6F事務所棟で行うこと。
- (2) 現在様々な教育を勤務時間内で行っているが、作業を急いで切り上げる必要があり、また台検工程表からも無理な状況なのでやめられたい。行程白紙日で実施すること。
- (3) 現場に詰所を設け冷暖房の充実化を図ること。
- (4) 台車組み立て・中修上の屋根に防暑塗装を実施すること。
- (5) 台検庫内のトイレの冷暖房設備を設置すること。
- (6) 各作業場をブース化して冷暖房完備し、職場環境を充実すること。
- (7) 台検庫内の雨漏り対策を早急に実施すること。
- (8) 台車組立装置の軸箱支持装置を物が挟まらない構造に早急に改修すること。
- (9) 月3回の総点呼をやめること。
- (10) 昼のKYT活動をやめること。
- (11) 心の病対象者は職場で何人いるのか明らかにすること。
- (12) 各パートに棒芯制度の復活をはかること。

- (13) 希望する社員全員に特殊技能資格（フォーク、電気・ガス溶接、クレーン、砥石取り扱い、有機溶剤等々）の教育資格を与えること。
- (14) 庫内ドラム缶撤去に対応するため、給油用GK・スーパータービン油の油層を拡大すること。
- (15) 石油ストーブ撤去に伴い、暖房能力が低下したので、暖房機を増設すること。
- (16) 油脂等の庫内への運搬は、安全面からも以前のとおり外注作業とすること。
- (17) 大修職場の軸パレット移動用ローラーを自動搬送とすること。
- (18) 中修検圧作業場の冷房能力を強化すること。

## VI. 名古屋車両所に関する改善要求について

- (1) 会社の責任において、当日の出面の社員の健康チェックを行うこと。
- (2) 会社が出勤遅延防止のために目覚まし時計を複数セットするよう強要するなら、社員各自が必要とする数の目覚まし時計を支給すること。
- (3) 耐震工事終了後の庁舎、検修庫（各階の部屋の使用目的、部屋数、部屋の大きさ等）の案内図の詳細を作成し、庁舎の入口付近に掲載し社員や来客等に明確にすること。
- (4) 今年7月1日から走行管理の体制変更に伴い、社員数が増え更衣室の許容範囲が狭くなり非常口が一方向でないと使用できない。安全上、改善すること。
- (5) 庁舎内の水道水（便所手洗、各洗面所）は、夏期は特にカビ臭く濁り、臭いが手に残るため改善すること。
- (6) 耐震工事終了後、出退点呼場所が庁舎2Fに変更になった。会社は出勤前の体操について、点呼場と廊下その周辺で行うよう周知しているが、狭くて危険である。広い場所で時間内に行うようにすること。
- (7) 検修庫の老朽化に伴い2・3番線の天井は真っ黒に変色し、ボロボロになった断熱材・網状になった金属が作業中に落下してきている。また、庫3番線8号車のパン点検通路が雨漏れにより水溜まりができ、天井の断熱材が雨水と経年劣化により、パン点検通路に落下して通路をふさぐ状態になっている。毎年、管理者に報告し、管理者も確認している。いっこうに改修工事がされない。早急に改善すること。
- (8) 庁舎1階の食堂は平日の昼間のみの営業となっている。乗務員や関連会社社員も多く利用する。定期的に社員にアンケート調査を行い充実したメニューや営業時間とすること。
- (9) JR西日本所属の車両の故障が多発しているが、交換部品の在庫も無く、その都度、JR西日本から取り寄せる状況にある。安全やサービスの低下につながると考えるが、会社の見解を示すこと。
- (10) JR西日本所属の車両の故障が発生しJR西日本の車両所に入庫しても、継続のままで再度、名古屋車両所に入庫してくる編成が多くある。安全やサービスの低下であり、問題である。会社の見解を示すこと。
- (11) 名古屋車両所の現場の詰所は、底冷えするほど寒く、現在のエアコンの暖房では、「霜取り」「エラー」表示して停止状態が何時間も続き、対処できないためストーブや温風ヒーターを併用している状態である。強力な冷・暖房設備及び床面の暖房に設備更新すること。また、関連会社（CMC）の社員が常駐しているボイラーが廃止となったが、ストーブ用灯油の取り扱いならびに対策を明らかにすること。

## **Ⅶ. 各出向会社の職場改善要求**

### **1. 大阪交番検査車両所・SEK（新幹線エンジニアリング（株））に関する改善要求**

- (1) 現場詰所を拡大すること。
- (2) 現場に設置されてる洗濯機の数を増設すること。
- (3) 窓もない部屋なので、窓のある部屋を設置すること。
- (4) 作業服の貸与数を増やすこと。

### **2. 大阪台車検査車両所・SEK（新幹線エンジニアリング（株））に関する改善要求**

- (1) 社員詰所に就業規則を社員がすぐ見れるところに設置すること。
- (2) パートによって増作業が発生している。その場合で超勤作業とすること。
- (3) JR社員の各パート配置は社員の意志を十分反映すること。
- (4) 保護具（安全靴、手袋、マスク等々）の充実をはかること。
- (5) 作業着の増貸与をはかること。
- (6) 汚れた作業着をサービック会社に洗濯依頼できるよう契約すること。
- (7) パートによって十分な要員配置を行っていないため年休規制が行われることがある。  
適正な要員配置を明らかにし改善を図ること。
- (8) JRの増作業に伴う増作業は全て超過勤務扱いとすること。
- (9) 軸箱洗浄機の度重なる故障に対し抜本的対策を行うこと。
- (10) WN洗浄機の洗浄不足及び度重なる故障に対し抜本的対策を行うこと。
- (11) 防毒マスク等、消耗品の貸与規制をやめること。
- (12) JRが行う調査等をSEK社員に行わせないようにすること。
- (13) 熱中症対策としてスポーツドリンクを配布すること。
- (14) 健康面から生水の摂取は行わせないようにすること。
- (15) 作業場をブース化し冷暖房対策の充実をはかること。
- (16) バイクの駐輪場を事務所等側の敷地内に設置すること。
- (17) 車駐車場の路面の凸凹を早急に補修すること。
- (18) 2階詰所に洗濯機を増設すること。

### **3. 大阪台車検査車両所・（株）関西新幹線サービックに関する改善要求**

- (1) 本人の意志を無視した休日出勤をやめること。
- (2) 時短に伴う要員増をはかること。
- (3) 勤務時間終了間近の超勤は、管理者による本人の承諾を得ること。
- (4) 防暑対策の充実をはかること。

### **4. 大阪仕業検査車両所・タイガー警備保障（株）に関する改善要求**

- (1) 作業時間が8時～17時であるが、実質7時30分から作業を開始している実態である。作業員全員に前残業の30分超勤を付けること。
- (2) 出向者に対する制服貸与は夏・冬共に2着までという事であるが事実か。貸与する場合は新品3着を貸与すること。
- (3) 雨具として長靴を貸与すること。

- (4) 白手袋を貸与すること。傷んだ時にその都度、使用できるように常備しておくこと。
- (5) 夏季にはスポーツドリンクの配付などによる熱中症防止対策をはかること。
- (6) 冬季には寒さ対策として、ホッカイロを配付すること。

以上